

改 正 案	現 行																						
<p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p><del>七</del> 六〇GHzを超え六一GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する無線標定業務の特定小電力無線局及び二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能</p> <p><del>八</del><del>十一</del> (略)</p> <p>(空中線電力の許容偏差)</p>	<p>(混信防止機能)</p> <p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p><del>七</del> 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局（次号に規定するものを除く。）については、次に掲げる機能</p> <p><del>イ</del> 電気通信回線に接続する場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能</p> <p><del>ロ</del> 電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第四号に規定する機能</p> <p><del>八</del> 六〇GHzを超え六一GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する無線標定業務の特定小電力無線局及び二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第一号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能</p> <p><del>九</del><del>十二</del> (略)</p> <p>(空中線電力の許容偏差)</p>																						
<p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="168 997 1064 1420"> <thead> <tr> <th rowspan="2">送 信 設 備</th> <th colspan="2">許 容 偏 差</th> </tr> <tr> <th>上 限 (パーセント)</th> <th>下 限 (パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜六 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>七 次に掲げる送信設備 (一)〜(三) (略) (四) 小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下<del>及び</del> <del>五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用</del></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	送 信 設 備	許 容 偏 差		上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)	一〜六 (略)	(略)	(略)	七 次に掲げる送信設備 (一)〜(三) (略) (四) 小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下 <del>及び</del> <del>五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用</del>	(略)	(略)	<p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1164 997 2060 1420"> <thead> <tr> <th rowspan="2">送 信 設 備</th> <th colspan="2">許 容 偏 差</th> </tr> <tr> <th>上 限 (パーセント)</th> <th>下 限 (パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一〜六 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>七 次に掲げる送信設備 (一)〜(三) (略) (四) 小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	送 信 設 備	許 容 偏 差		上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)	一〜六 (略)	(略)	(略)	七 次に掲げる送信設備 (一)〜(三) (略) (四) 小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)	(略)	(略)
送 信 設 備		許 容 偏 差																					
	上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)																					
一〜六 (略)	(略)	(略)																					
七 次に掲げる送信設備 (一)〜(三) (略) (四) 小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下 <del>及び</del> <del>五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用</del>	(略)	(略)																					
送 信 設 備	許 容 偏 差																						
	上 限 (パーセント)	下 限 (パーセント)																					
一〜六 (略)	(略)	(略)																					
七 次に掲げる送信設備 (一)〜(三) (略) (四) 小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)	(略)	(略)																					

するものを除く。 (五)・(六) (略)		
八 (略)	(略)	(略)
九 次に掲げる送信設備 (一) 六〇GHzを超え六一GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 (二) 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備	五〇	七〇
十～十八 (略)	(略)	(略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

2～12 (略)

13 ~~六〇GHzを超え六一GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。~~

一 ~~六〇GHzを超え六一GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置~~

一〇〇マイクロワット以下

二 (略)

14～29 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一～十一 (略)

~~十二~~ 六〇GHzを超え六一GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波

(五)・(六) (略)		
八 (略)	(略)	(略)
九 <del>五七GHzを超え六六GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備</del>	五〇	七〇
十～十八 (略)	(略)	(略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

2～12 (略)

13 ~~五七GHzを超え六六GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。~~

一 ~~五七GHzを超え六六GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置~~

一〇〇マイクロワット以下

二 (略)

14～29 (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一～十一 (略)

~~十二 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの(次号に規定するものを除く。)~~

~~イ 送信機は、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。~~

~~ロ 送信空中線は、その絶対利得が四七デシベル以下であること。~~

~~十三~~ 六〇GHzを超え六一GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波

を使用する無線標定業務のもの

- イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、空中線系については、この限りでない。
- ロ 通常起こり得る温度若しくは湿度の変化又は振動があつた場合において、支障なく動作するものであること。
- ハ 計測時以外においては電波の発射を停止する機能を有すること。
- ニ 送信空中線は、その絶対利得が四〇デシベル以下であること。

十三 (略)

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〜六 (略)

七 五七MHzを超え六六MHz以下の周波数の電波を使用するもの

- イ 送信機は、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。
- ロ 送信装置の空中線電力は、二五〇ミリワット以下であること。ただし、一〇ミリワットを超える場合は、等価等方輻射電力は四〇デシベル(二〇ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。
- ハ 送信空中線の利得は、次のとおりであること。

(1) 送信装置の空中線電力が一〇ミリワット以下のものの絶対利得は、四七デシベル以下であること。

(2) 送信装置の空中線電力が一〇ミリワットを超えるものの絶対利得は、一〇デシベル以上であること。

ニ 送信装置の空中線電力が一〇ミリワットを超えるものにあつては、送信開始時において動作するキャリアセンス機能を備え付けること。

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHz を付したものを除

を使用する無線標定業務のもの

- イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、空中線系については、この限りでない。
- ロ 通常起こり得る温度若しくは湿度の変化又は振動があつた場合において、支障なく動作するものであること。
- ハ 計測時以外においては電波の発射を停止する機能を有すること。
- ニ 送信空中線は、その絶対利得が四〇デシベル以下であること。

十四 (略)

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〜六 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHz を付したものを除

		き, 百万分率)
1～8 (略)	(略)	(略)
9 10.5GHz を超え134GHz以下	1～5 (略) 6 小電力データ通信システムの無線局 <u>(注34)</u> <u>(1) 57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用し、かつ、10mW以下のもの</u> <u>(2) その他のもの</u>	(略) <u>500</u> <u>20</u>
	7 (略)	(略)

		き, 百万分率)
1～8 (略)	(略)	(略)
9 10.5GHz を超え134GHz以下	1～5 (略) 6 小電力データ通信システムの無線局	(略) <u>20</u>
	7 (略)	(略)

注 1～33 (略)

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

- (1) (略)
- (2) 312MHz を超え315.25MHz 以下、401MHz を超え406MHz 以下、433.67MHz を超え434.17MHz 以下、2,400MHz 以上2,483.5MHz 以下、10.5GHz を超え10.55GHz 以下、24.05GHz を超え24.25GHz 以下、60GHz を超え61GHz 以下、76GHz を超え77GHz 以下又は77GHz を超え81GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備
- (3)・(4) (略)
- (5) 57GHz を超え66GHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備

別表第二号 (第6条関係)

第1～第29 (略)  
第30 小電力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

注 1～33 (略)

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

- (1) (略)
- (2) 312MHz を超え315.25MHz 以下、401MHz を超え406MHz 以下、433.67MHz を超え434.17MHz 以下、2,400MHz 以上2,483.5MHz 以下、10.5GHz を超え10.55GHz 以下、24.05GHz を超え24.25GHz 以下、57GHz を超え66GHz 以下、76GHz を超え77GHz 以下又は77GHz を超え81GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備
- (3)・(4) (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第29 (略)  
第30 小電力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1～4 (略)

5 57GHz を超え66GHz 以下の周波数の電波を使用するもの 9GHz から周波数の許容偏差分を減じた値

第31～第66 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～30 (略)

31 57GHz を超え66GHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周 波 数 帯	不要発射の強度の許容値
<u>55.62GHz 以下</u>	<u>任意の1MHz 幅における平均電力が (-) 30dBm以下</u>
<u>55.62GHz を超え57GHz 以下及び66GHz を超え67.5GHz 以下</u>	<u>任意の1MHz 幅における平均電力が (-) 26dBm以下</u>
<u>67.5GHz を超えるもの</u>	<u>任意の1MHz 幅における平均電力が (-) 30dBm以下</u>

32 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(3)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

33～60 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日から平成三十五年三月三十一日までの間に限り、改正後の第四十九条の二十第七号に規定する五七GHz を超え六六GHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備であつて、空中線電力が一〇ミリワット以下のものの副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、改正後の設備規則第二十四条第二項の規定にかかわらず、一〇〇マイクロワット以下とする。

3 この省令の施行の日から平成三十五年三月三十一日までの間に限り、改正後の第四十九条の二十第七号に規定する五七GHz を超え六六GHz 以下の周波数の電波を

1～4 (略)

第31～第66 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～30 (略)

31 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(3)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

32～59 (略)

使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備であつて、空中線電力が一〇ミリワット以下のもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、改正後の設備規則別表第三号 31 の規定にかかわらず、同表 2 に規定する値によるものとする。

- 4 この省令の施行の際現に受けている五七 GHz を超え六六 GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においてもなおその効力を有する。
- 5 第二項及び第三項の規定により、審査を受けた技術基準適合証明等は、平成三十五年四月一日以降もなおその効力を有する。